

安全報告書

令和6年度(2024年度)版



令和7年(2025年)9月
函館市企業局

安全報告書 もくじ

1	ごあいさつ.....	1
2	安全方針と安全重点施策	2
	(1) 安全方針	
	(2) 安全重点施策	
3	安全管理体制.....	3～4
	(1) 安全管理体制	
	(2) 各種会議の実施	
	(3) 臨時内部監査の実施	
	(4) 施設の計画的な改良・更新	
	(5) 各種研修・教育機会の見直し	
	(6) 内部監査の実施	
4	輸送の安全を確保するための研修等の実施	4～8
	(1) 施設課電路担当新任研修	
	(2) 添乗指導および立哨指導	
	(3) 安全マネジメント研修	
	(4) 接遇研修	
	(5) 非常ブレーキおよび逆行ブレーキ訓練	
	(6) 冬期運転講習	
	(7) 事故防止研修	
	(8) 教育考査	
	(9) 年末年始の輸送等に関する安全総点検	
	(10) 施設課職員研修	
	(11) 新任乗務員研修	
	(12) 施設課主査研修	
	(13) 施設課職員定期考査	
	(14) 主席研修	
	(15) 災害総合訓練（机上訓練）	
	(16) 自衛消防訓練	
5	軌道事故の発生状況等	8～9
	(1) 運転事故	
	(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪などをいいます。）	
	(3) 輸送障害（運転事故以外で30分以上の遅延または運休のあった場合をいいます。）	
	(4) インシデント（事故の兆候）	
	(5) 行政指導等	
6	輸送の安全確保のための取組.....	9～12
	(1) 運輸安全マネジメント評価の実施	
	(2) 視認性の高い滑り止めシールの取り付け	
	(3) 電車車体改良および制御装置更新	
	(4) 超低床電車導入	
	(5) 軌道改良・架線整備	
	(6) ヒヤリ・ハット情報の活用	
	(7) 安全への投資	
7	お客様へのお願い等.....	13～14
	(1) 不審物発見時の協力要請および全国交通安全運動期間の周知	
	(2) ドライバーの皆様へのお願い	
	(3) 乗降時の事故防止に向けて	
	(4) 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用の考え方の見直しについて	
8	安全報告書へのご意見	14

1. ごあいさつ

日頃より、函館市電をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

私ども函館市企業局は、「市民生活を支える安全で快適な公共交通機関として、お客様のニーズを考えたサービスの提供に努め、効率的な事業運営を行うこと」を基本理念に掲げ、市民に『信頼され・愛され・親しまれる』交通事業の運営のために、皆様に安心して市電をご利用していただけるよう、職員一人ひとりが安全に対する高い意識を持ち、安全な輸送に向けて全力で取り組んでおります。

令和6年度におけるハード面の取組では、十字街電停の移設・改築を行い、プラットホームの拡幅や上屋を設置しバリアフリー対応としたほか、デジタルサイネージを設置し運行情報を発信するなど、利便性の向上を図りました。このほか、旧型車両の車体改良や末広町電停に新たに上屋およびスロープを設置しました。

軌道施設では、走行時における騒音や振動等の軽減を図るため、深堀町～駒場車庫前の軌道改良工事を実施したほか、堀川町～千代台間および千代台～中央病院前間の軌道舗装改良工事を行い、安全性の向上を図ったところです。

ソフト面の取組では、職員の知識や技能の維持向上や事故防止を目的とした安全教育や接遇教育などを実施しているほか、内部監査やマネジメントレビューにより、PDCAサイクルを意識した施策を行い、安全性の向上を図っております。

令和6年度は国による運輸安全マネジメント評価が8年ぶりに実施され、当局のこれまでの取組について評価をいただくとともに、より一層の安全性向上に向けた貴重なご意見をいただいたところです。

私ども函館市企業局は、公共交通機関として、市民の皆様の移動手段としての重要な役割を担っていることから、今後も事故の防止に全力で取り組んでいくとともに、安全で安定した輸送サービスの提供に努めてまいります。

この安全報告書は、鉄道事業法第19条の4の規定に基づき函館市企業局が実施した輸送の安全を確保するための施策や取組を公表するものであります。さらなる安全体制の充実を図るためにも、報告書に関しての皆様のご意見・ご感想をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

令和7年（2025年）9月

函館市公営企業管理者
企業局長

手塚 祐一



2. 安全方針と安全重点施策

平成22年4月に制定した函館市軌道事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）に、軌道事業の「安全方針」を掲げるとともに、この方針に基づいた令和6年度（2024年度）の安全重点施策を次のとおり定め、職場に掲示しました。

(1) 安全方針

1. 安全意識を高く持ち、お客様の安全確保を最優先します。
2. 輸送の安全に係わる法令および関連する規程を確実に守ります。
3. 安全の確保に関する情報は、漏れなく迅速かつ正確に伝え、透明性を確保し、事故防止に努めます。
4. 輸送の安全確保に係わる態勢について必要な見直しを行い、継続的に改善するよう努めます。

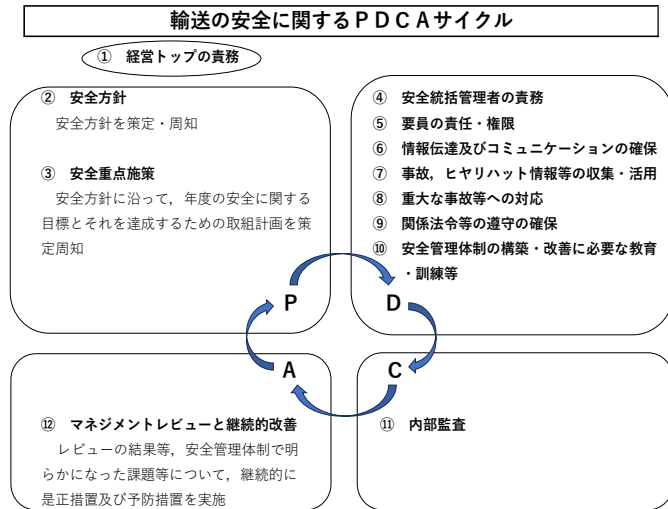
(2) 安全重点施策

年度末に実施する運輸安全マネジメントレビューにおいて、1年間の安全に関する取組を総括し、良かった点や改善点等の分析・評価を通して今後の安全管理体制の見直しを行うとともに、マネジメントレビューの結果から翌年度の安全重点施策を作成しております。

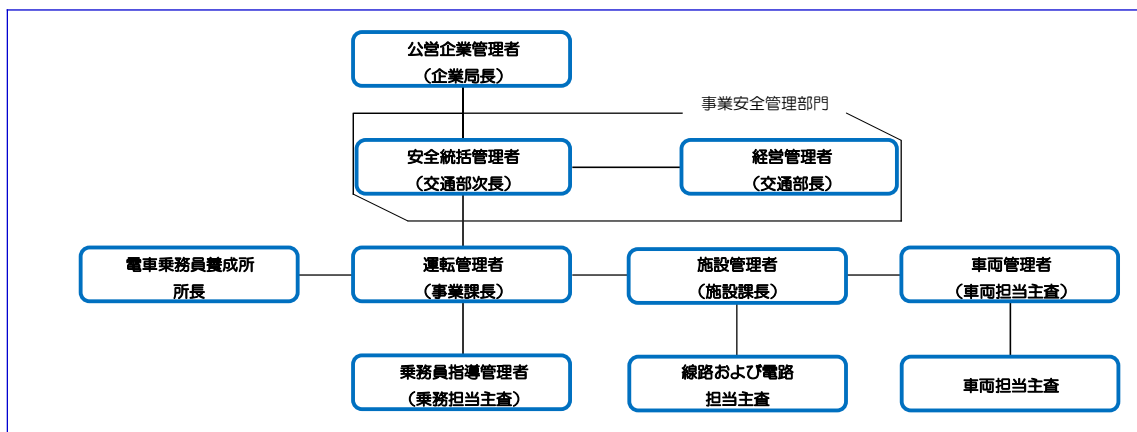
1. 発災時における担当業務毎の個別マニュアルを作成し、安全管理体制の強化を図る。
2. 安全で快適な運行を確保するために軌道舗装のコンクリート化を進める。
3. 電車線のシンプルカテナリ化に関する手順書の作成。

3. 安全管理体制

安全管理規程には、公営企業管理者が輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負うことを明記するとともに、各部門における責任者の役割を定め、公営企業管理者が選任した安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全に関するPDCAサイクルに基づいた運輸安全マネジメントを確立するための管理体制を明確に規定しております。



(1) 安全管理体制（令和6年度（2024年度））



(2) 各種会議の実施

週1回、各責任者を集め、安全に関する様々な問題を議論するための「安全推進会議」を開催しております。

また、月1回は「安全推進会議」に経営トップである公営企業管理者も交え、報告事項、施策に関する協議および各職場における施策の進捗状況を確認し、それらの確実な実施に向けて自律的、継続的な改善を図っております。

(3) 施設の計画的な改良・更新

安全で安定した輸送サービスを提供するため、軌道改良、軌道舗装改良および架線の張替えなどを実施したほか、十字街電停の移設・改築を行いプラットホームの拡幅や上屋を設置しバリアフリー対応としました。

(4) 各種研修・教育機会の見直し

- ・安全意識の向上を図るための研修および訓練と意見交換の実施（随時）

- ・内部監査や事故防止研修の実施（随時）
- ・研修体制の強化，充実を図るため，研修会議による研修内容等の精査，見直し

(5) 内部監査の実施

内部監査については，新たに2名の内部監査員が指名され，安全統括管理者を講師として養成を行いました。

監査では，安全管理体制の有効性を確認するため，経営トップへインタビューを行ったほか，重点監査項目について各管理者への聴取を実施しました。また，これに先立ち，被監査者が保有する文書や記録等を対象として，適合性



【内部監査 有効性確認】

の確認を行いました。

その結果，法令や規程により定められている文書の作成や必要な事項について，一部協議が必要な部分はあるものの，概ね適正に行われており監査全般において改善事項はありませんでした。

4. 輸送の安全を確保するための研修等の実施

(1) 施設課電路担当新任研修

- ・期間：令和6年（2024年）4月3日
- ・対象：施設課電路担当主査および線路担当職員
- ・内容：施設課の業務内容や路面電車の安全運行に必要な諸規定および遵守すべき事項について研修を行いました。

(2) 添乗指導および立哨指導

- ・期間：令和6年（2024年）春・夏・秋・冬の交通安全運動期間と年末年始安全総点検期間
- ・対象：乗務員
- ・内容：電車乗務員養成所が中心となって添乗指導および立哨指導を行いました。

添乗指導では制限速度設定区間の運転と安全地帯進入時および発車時の安全確認について重点項目を設け監察するとともに，基本の案内用語について確実に実施するよう指導を行いました。

研修後には個別に面談を行い，問題があれば指摘し改善を図るとともに，添乗会議を開催するなど個人別の運転技能の把握に努めました。

(3) 安全マネジメント研修

- ・ 期間：令和6年（2024年）5月20日・21日・22日・24日・25日・30日
- ・ 対象：乗務員，主席
- ・ 内容：全乗務員および主席職員を対象に安全意識のより一層の向上を図り，今後の輸送の安全の確保をより適切で確実なものとする 것을 目的とした安全マネジメント研修を実施しました。

(4) 接遇研修

- ・ 期間：令和6年（2024年）5月20日・21日・22日・24日・25日・30日
- ・ 対象：乗務員，主席
- ・ 内容：全乗務員および主席職員を対象に，電車を利用する聴覚障がい者への理解と乗降支援等のスキルを身に付けることを目的として，外部講師を招いて研修を行いました。



(5) 非常ブレーキおよび逆行ブレーキ訓練

- ・ 期間：令和6年（2024年）9月18日～12月26日
- ・ 対象：乗務員
- ・ 内容：全乗務員を対象に，緊急時における制動技能向上を目的として，非常ブレーキおよび逆行ブレーキ訓練を行いました。

(6) 冬期運転講習

- ・ 期間：令和6年（2024年）11月7日～9日
- ・ 対象：事業課・施設課・乗務員養成所
- ・ 内容：全乗務員および事業課・施設課・乗務員養成所の職員を対象に，過去に発生した事故や災害を題材として冬期間の運転に関する研修を実施しました。

(7) 事故防止研修

- ・ 期間：令和6年（2024年）12月9日～13日
- ・ 対象：乗務員，主席
- ・ 内容：全乗務員および主席職員を対象に，事故防止のための教育を実施しました。

また，令和5年度事故事例の危険事象の分析，レールスクレイパーの研修および意見交換会を行い，乗務員の安全意識の向上に努めました。



(8) 教育考査

- ・ 期間：令和6年（2024年）12月9日～13日
- ・ 対象：乗務員，主席，電車免許保持者
- ・ 内容：交通部の電車免許保持者全員を対象に運転取扱いおよび資質の充足状況を確認するため教育考査を行いました。



(9) 年末年始の輸送等に関する安全総点検

- ・ 期間：令和6年（2024年）12月10日～令和7年（2025年）1月10日
- ・ 対象：全職員
- ・ 内容：年末年始の輸送繁忙期に行われている安全総点検の期間中に，経営トップおよび安全統括管理者による輸送の安全に関する訓示や各職場，施設の査察を行いました。



(10) 施設課職員研修

- ・期間：令和6年（2024年）12月25日
- ・対象：施設課職員，業務受託者 16名
- ・内容：施設整備における安全管理や作業上の安全確保等に関する研修を行いました。

(11) 新任乗務員研修

- ・期間：令和7年（2025年）2月19日
- ・対象：乙種電気車運転免許取得後
6か月以内の電車乗務員 3名
- ・内容：安全意識の向上と規律の遵守
事故の未然防止や事故発生時の
乗客への対応などについて再教育
しました。



(12) 施設課主査研修

- ・期間：令和7年（2025年）2月27日
- ・対象：施設課主査職員 3名
- ・内容：施設課におけるヒヤリ・ハット収集方法および定期考査における
課題作成を確認する研修を行いました。

(13) 施設課職員定期考査

- ・期間：令和7年（2025年）3月11日
- ・対象：施設課職員 8名
- ・内容：施設課職員の業務知識および資質の充足状況を確認するため教育
考査を行いました。

(14) 主席研修

- ・期間：令和7年（2025年）3月17日～21日
- ・対象：主席 7名
- ・内容：テロ対策（電話・不審者・不審物）について研修を行いました。

(15) 災害総合訓練（机上訓練）

- ・期間：令和7年（2025年）3月21日
- ・対象：主席 7名
- ・内容：自然災害発災時の防災基本
方針ならびに対応体制について，災
害時活動フローの一部を抜粋して教
育訓練を行いました。



(16) 自衛消防訓練

- ・ 期間：令和7年（2025年）3月28日
- ・ 対象：安全推進課，施設課職員，業務受託者 18名
- ・ 内容：駒場車庫内駒場車庫構内4号線奥の溶接場から火災が発生したと想定し，通報・避難誘導訓練を実施しました。



5. 軌道事故の発生状況等

- (1) 運転事故（軌道事故等報告規則に定める，「車両衝突事故」「車両脱線事故」「車両火災事故」「道路障害事故」「人身障害事故」「物損事故」をいいます。）

＜ 過 去 5 年 間 の 発 生 件 数 等 の 推 移 ＞

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
事故件数 (件)	1	0	2	2	0
負 傷 者 (人)	0	0	0	0	0
死 亡 者 (人)	0	0	0	0	0

- (2) 災害(地震や暴風雨，豪雪などをいいます。)

災害による運休・遅延は1件発生しました。

1・日時：令和7年2月5日（雪害）21時40分頃～終日

- ・ 場所：本線函館駅前停留場～函館どつく前，谷地頭停留場間および駒場車庫前停留場～湯の川停留場間

・ 影響：運休 8本

- (3) 輸送障害（運転事故以外で30分以上の遅延または運休のあった場合をいいます。）

1・日時：令和7年2月3日(21時40分頃)

・ 場所：函館駅前停留場内

- ・ 内容：ステップヒーター回路の電線が乗車扉床下にてショートした結果，降車扉床下のステップヒーターに600Vの電圧が印加されたことで，ステップ踏板が過熱し，水蒸気が発生した。

- (4) インシデント(事故の兆候)

インシデントはありませんでした。

(5) 行政指導等

事業改善命令等の行政指導はありませんでした。

6. 輸送の安全確保のための取組

- (1) 国による運輸安全マネジメント評価が8年振りに実施され、安全管理体制の構築および改善に関する取組について、経営トップを始めとし、職員が一丸となって安全の確保に取り組んでいることや、安全管理体制に関する各項目についての見直しや改善について評価され、より一層の安全性向上に向けた貴重なご意見をいただいたところです。

ア. 評価実施日

令和6年11月21日(木)、22日(金)、29日(金)

イ. 評価事項

貴局における安全管理体制の構築及び改善に関する取組については、経営トップを始め社員が一丸となって安全の確保に取り組んでおり、以下に掲げる項目については、見直し・改善がなされており、評価します。

- (ア) ヒヤリ・ハット情報を収集するための新たな取組として、令和4年度以降は、以前のアンケート用紙を提出する方法から帰所後に全乗務員から聞き取り記録する方法に変更したことにより、乗務員からのヒヤリ・ハット情報の大幅な増加につなげ、事故等の未然防止の取組を推進していること
- (イ) 前回の運輸安全マネジメント評価（平成28年）の助言を受け、内部監査の実施方法等について検討し、監査員数や監査日程の充実を図ったほか、内部監査をより効果的に実施するため「函館市軌道事業 内部監査手順書」を改正したこと（第3回評価、助言事項①対応）
- (ウ) 貴局の路線を利用する旅客の態様を十分に理解し、旅客の安全な乗降を確保するため以下の取組を積極的に実施していること
- ・ オーバーツーリズム等により一時的に旅客が停留場からはみ出し、道路上に滞留してしまう状況に対し、職員による適時適切な旅客整理を行っているほか、効果的な対策の一つとして停留場の乗車位置を変更し、旅客の乗車スペースを確保
 - ・ 沿線に視力障害者センターや聾学校があることから、当該施設へ講師派遣を依頼し障害者への対応について令和4年度から毎年研修を実施

ウ. 助言事項

一方、安全文化の構築と定着を図り、安全性を段階的に向上させるためには安全管理体制の継続的な改善及び不断の取組が不可欠であることから、

引き続き、経営トップが主体的かつ積極的に関与して頂くとともに、以下に掲げる項目について、更なる取組を講じることについて、ご検討ください。

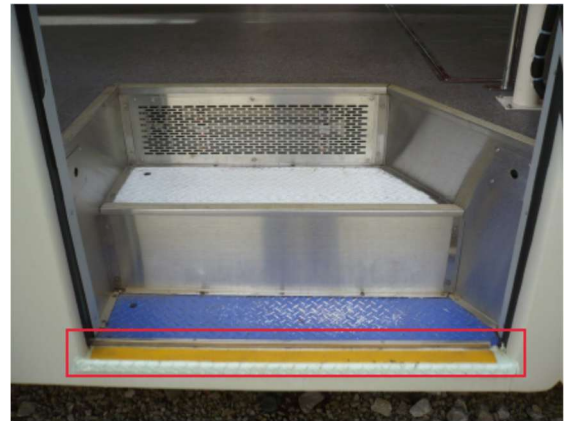
- (ア) 経営トップを含む経営管理部門の取組状況を意識した内部監査を実施すること

エ. 期待事項

また、助言事項までには至らないものの、今後取組を推進されることで更なる安全管理体制の向上が期待される項目について、以下に記載します。

- (ア) 事故等の未然防止に係る取組の更なる充実・強化に向け、「事故、ヒヤリ・ハット情等の収集に努めること

- (2) 高齢者や障害者の踏みはずし防止や雨天および降雪時の転倒防止のため、1段目ステップに視認性の高い滑り止めシールを随時取り付けました。



【滑り止めシールの設置】

- (3) 旧形車両である720号車両の車体を更新し、7003号へ車号変更しました。

前後面・両側面の行先表示器を多言語標記できるものに更新かつ車内握り棒を増設することにより、立ち客の安全性向上を図りました。

また、車両の安全運行性能向上のため、3002号のVVVF制御装置の更新を行いました。



【7003号車】

- (4) 軌道改良・架線整備

深堀町～駒場車庫前間163.2mの軌道改良工事を行い、走行時における騒音や振動等の軽減を図ったほか、堀川町～千代台間130.0mおよび千代台～中央病院前間143.3mの軌道舗装改良工事を行い、レール際の舗装をアスファルトからコンクリートへと改良し、安全性の向上を図りました。



【深堀町～駒場車庫前間】



【堀川町～千代台間】



【千代台～中央病院前間】

また、架線関連では、駒場車庫前～湯の川間の(950m)の-span線の張替えを計画的に実施しました。

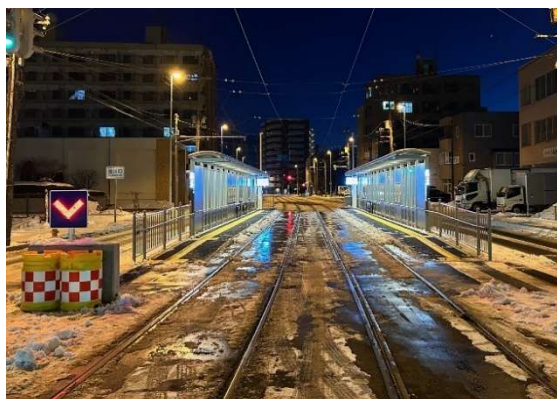


【駒場車庫前～湯の川間】

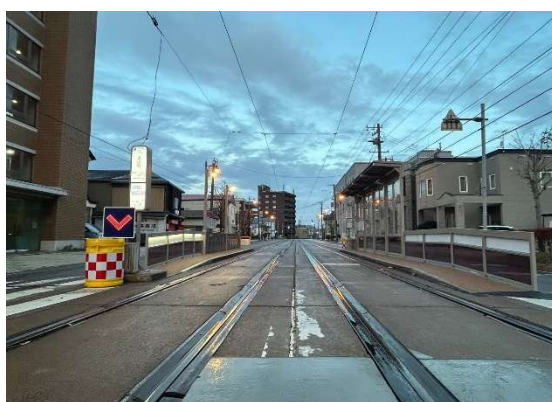
(5) 電停改良

利用者の利便性および安全性の向上を図るため、老朽化した十字街電停の改良工事を行い、上屋の設置やプラットホームの有効幅員を拡幅するとともに、デジタルサイネージを設置し、ロケーションシステムと連動した運行情

報を発信しました。また、末広町電停に上屋およびスロープを設置し、利便性の向上を図りました。



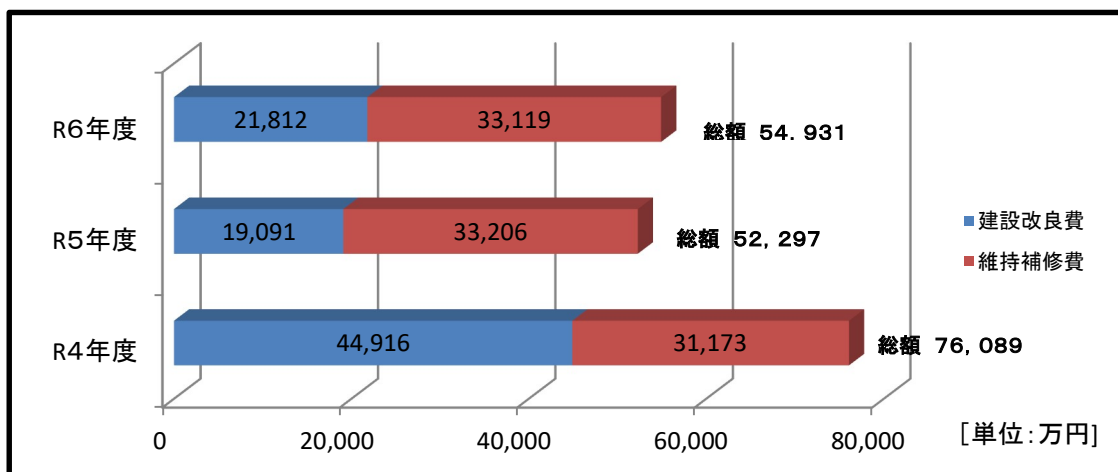
【十字街電停】



【末広町電停】

(7) 安全への投資

安全への投資を最重要課題と捉え、軌道改良や安全に係る機器の購入を進めており、令和6年度（2024年度）には、建設改良費 2億1,812万円のほか、軌道整正工事や軌条研磨などの維持補修費として 3億3,119万円の投資を実施しました。



7. お客様へのお願い等

(1) 不審物発見時の協力要請および全国交通安全運動期間の周知

テロ対策の一環として、お客様に対して不審物発見時の協力要請のため、留場や電車内への注意喚起掲示を行うとともに、広告用ディスプレイ装置も活用し、周知を図っております。

また、春・夏・秋・冬の全国交通安全運動と年末年始の輸送等に関する安全総点検期間には、運動実施の周知と交通ルールやマナーの遵守、電車を利用する目の不自由な方の事故防止に向けて、声かけのお願いをしました。



【ディスプレイ表示】

(2) ドライバーの皆様へのお願い

電車と車の接触事故を防止するため、軌道敷内への進入注意を喚起するリーフレットを作成し、交通安全運動期間中に主要交差点などでドライバーに配付し、接触事故防止の呼びかけをお願いしております。



ドライバーの皆さん 軌道敷内への直前進入は大変危険です

市電は、レール上を鉄輪で走行するため、急ブレーキをかけてから止まるまでの距離が車に比べて長くなり、車などの障害物を避けて進むことが出来ません。

また、急ブレーキの使用は、市電のお客様に大きな衝撃を与えますし、接触した場合には双方に危険が生じます。

交差点や右折などで軌道敷内に入る場合には、バックミラーでの確認だけでなく、自らの『目で確認』していただき、軌道敷の『外』でお待ちいただくようお願いいたします。



市電は急に止まれません！



急ブレーキをかけてから止まるまでの距離（メートル）

		ブレーキをかけようとした時のスピード						
時速 km/h		10	15	20	25	30	35	40
市電	0人	5.0	9.1	14.3	20.4	27.8	36.2	49.2
	50人	5.3	9.9	15.6	22.7	31.1	40.7	51.6
	100人	5.7	10.7	17.1	23.1	34.4	42.9	57.3
自動車		2.6	4.2	6.1	8.3	10.7	13.3	16.2

※天候や軌道、路面の状況などにより、これより長くなる場合があります。

※参考ですが目安として、電柱間の距離がおおよそ30mです。

函館市企業局交通部
Hakodate City Tram Department

譲って下さい市電の道を 定時運行の確保にご協力願います

市電は、一度に多くのお客様を運ぶことのできる定時性に優れた「人と環境にやさしいのりもの」として、見直されつつある公共交通機関です。

しかし、他の車両と平行して走行するため、特に交差点では青信号であっても、右折等の車両により軌道敷がふさがれ、市電の走行が妨げられる状況が数多く生じております。

市電の定時運行や接触事故防止のためにも、右折等の際に市電が近づいてきた時には軌道敷内に入らず、その『外』で停車いただき、市電がスムーズに運行できるよう、ドライバーの皆様方のご協力をお願いいたします。



函館市企業局交通部安全推進課 TEL 32-1725

(3) 乗降時の事故防止に向けて

電車乗務員は、事故防止のため細心の注意を払って運転しておりますが、お客さま自身の安全確保のため、車内に設置したディスプレイ装置や往線五稜郭公園前電車停留場に設置したデジタルサイネージを活用し、駆け込み乗車や軌道の横断などの危険行為防止をお願いしております。



【デジタルサイネージ・車内ディスプレイ事故防止啓発】

8. 安全報告書へのご意見

「安全報告書 令和6年度（2024年度）版」へのご意見・ご感想やご要望などにつきましては、下記までご連絡ください。

函館市企業局 交通部 安全管理課
TEL 0138-32-1725
FAX 0138-32-1734
e-mail koutsu@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市電のホームページ
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/tram/>

函館市企業局

編集／交通部安全管理課 安全推進担当 令和7年（2025年）9月